

路外駐車場チェック表

駐車場の名称	
駐 車 形 態	
リスト作成者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

届 出 書		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
全ての路外駐車場	1 路外駐車場設置(変更)届書 2部			変更の届出に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面とする。
	2 路外駐車場設置届チェック表 2部			
	3 地形図(案内図) 1/10,000 以上			
	4 区域を表示した縮尺 1/200 以上の平面図			
	5 自動車の出入口、車路、その他主要な施設(建築内部を除く)を表示しているか			
	6 附近の道路、施行令第7条1項に規定する道路の部分、橋を表示しているか			
建築物である場合	7 各階平面図 縮尺 1/200 以上の平面図			
	8 2面以上の立面図、断面図、縮尺 1/200 以上			
	9 屈曲部、傾斜部の詳細図 縮尺 1/200 以上			
特殊の装置を使用する場合	10 大臣の認定書の写し			
	11 仕様書、組立図等			

技術基準		チェック	審査	備考
施行令第7条1項 (出入口を設置できない部分)	1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、又は、トンネルに設けてないか			道路交通法 44 条に掲げられる部分
	2 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内でないか			
	3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の端から、それぞれ 5m 以内でないか			
	4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ、10m 以内でないか			
	5 乗合自動車の停留所又はトロリーバスの停留所を表示する標示柱又は票示板の位置から 10m 以内でないか			
	6 踏切前後の側端からそれぞれ前後 10m 以内でないか			
	7 横断歩道橋(地下横断歩道含む。)の昇降口から 5m 以内でないか			
	8 幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内でないか			出入口に接してさく付きのある歩道を有する道路、縁石線等で車線を分離され、かつ歩道付きの道路の場合は、後段を除く
	9 陸橋の下、橋でないか(国土交通大臣が認めたものを除く)			
	10 接続する道路の幅員が 6m 以上か (m)			
	11 接続する道路の縦断勾配が 10% 以下か (%)			

技 術 基 準		チェ ック	審 査	備 考
施行令第7条2 ～7項 (出入口の安全)	1 2以上の前面道路がある場合、自動車交通の支障の少ない道路に出入口を設けているか			
	2 駐車のために供する面積が6000m ² 以上の場合、自動車の出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上としているか(縁石線又はさく、その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向に分類されている場合を除く)			
	3 1.5mの隅切りを設けているか(必要な場合)			
	4 出口から2m(自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m)後退した車路中心線1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上見通せるか			図面に記入
施行令第8条2 項 (車 路)	1 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m(自動二輪車専用駐車場にあっては、1.75m)以上あるか			図面に寸法を記入
	2 一方通行の自動車の車路又は、その部分(上記の部分を除く。)3.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m)以上あるか			
	3 その他の自動車の車路又はその部分5.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m)以上あるか			

技 術 基 準		チェ ック	審 査	備 考	
建 築 物 で あ る 路 外 駐 車 場	施行令 第 8 条 3 項 (建築物で ある駐車場の車路)	1 はり下の高さ 2.3m 以上あるか (m)			
		2 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く)は、自動車が 5m(自動二輪車専用駐車場にあっては 3m)以上の内のり半径で回転出来るか			
		3 傾斜部の縦断勾配は 17%以下か (%)			
		4 傾斜部の路面は滑りにくい材料であるか			図面に材質等記入
	施行令 第 9 条(駐車 の用に供す 部分の高 さ)	1 はり下の高さ 2.1m 以上あるか (m)			図面に寸法を記入
	施行令 第 10 条 (避難階段)	1 直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第 123 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する避難階段が設置されているか			
	施行令 第 11 条 (防火区画)	1 火災の危険のある施設(給油所等)を附置する場合、耐火構造(建築基準法 2 条 7 号に規程する耐火構造)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令 112 条 1 項に規定する特定防火設備)で区画されているか			
	施行令 第 12 条 (換気装置)	1 床面積 1m ² につき毎時 14m ³ 以上直接外気と交換できる換気装置、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積 1/10 以上確保されているか			技術的基準を満たしていることを示すものを添付
	施行令 第 13 条 (照明装置)	1 車路面 10 ルックス以上あるか 2 車室の床面 2 ルックス以上あるか			
	施行令 第 14 条 (警報装置)	1 出入口について警報装置を設けているか			図面に位置等を記入

技 術 基 準		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
施行令第 15 条 (特殊の装置)	1 国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものはないか			認定書(写)、仕様書、組立図等添付
施行令第 16 条 (駐車料金)	1 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えないこと			
	2 不当な差別的取扱となる額でないこと			
	3 負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれの額でないこと			
施行令第 17 条 (明示)	1 利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない			
駐車場法 第 13 条 (管理規程)	1 路外駐車場の名称			
	2 路外駐車場管理者の氏名・住所			
	3 供用時間、駐車料金			
規則第 3 条 (管理規程)	1 休業日、1 日における供用時間の開始,終了時刻 2 駐車料金は上限額 3 自動車の滅失又は損傷についての損害賠償事項を含むものでなければならない 4 駐車場の構造上駐車することが出来ない自動車 5 駐車場の業務に付帯して行なう燃料の販売、自動車の修理その他業務の概要			<u>駐車料金については平成 30 年 12 月 27 日改正されている</u>